

○ 財務省告示第 168 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 5 月 19 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 3 年 6 月 25 日

財務大臣 麻生 太郎

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	500,000,000 円	100.72 円
〃	〃	1,400,000,000 円	100.79 円
〃	〃	200,000,000 円	100.85 円
〃	第 18 回	10,000,000,000 円	100.94 円
〃	〃	6,000,000,000 円	101.14 円
〃	〃	100,000,000 円	101.15 円
〃	第 19 回	1,600,000,000 円	100.77 円
〃	〃	600,000,000 円	100.90 円
〃	第 20 回	11,100,000,000 円	100.83 円
〃	〃	1,000,000,000 円	100.94 円
〃	第 21 回	700,000,000 円	101.34 円

”	第 25 回	5,000,000,000 円	103.29 円
”	”	5,000,000,000 円	103.31 円
”	”	5,000,000,000 円	103.33 円
”	”	1,900,000,000 円	103.35 円
合 計		50,100,000,000 円	